

# じょうぶな歯でニコリ家族

住民のみなさんに、生涯を通じて自分の歯で豊かな食生活を楽しみながら、健康を守ってほしいという願いから、12回シリーズで「歯」について掲載してきましたが、参考にして頂けましたでしょうか。



## 歯をいづくし

かめる歯をつくろう  
 今年の4・5月号でも説明しましたが、村の子ども達は、乳歯及び永久歯ともに新潟県はもとより、全国平均と比べてみても、非常にむし歯の罹患率が高い状況にあります。その上、保育園では、かめない子・かまない子が目立つようになっています。

子ども時代には、かめる歯の土台づくりとかむことを覚えるという大切な課題があります。

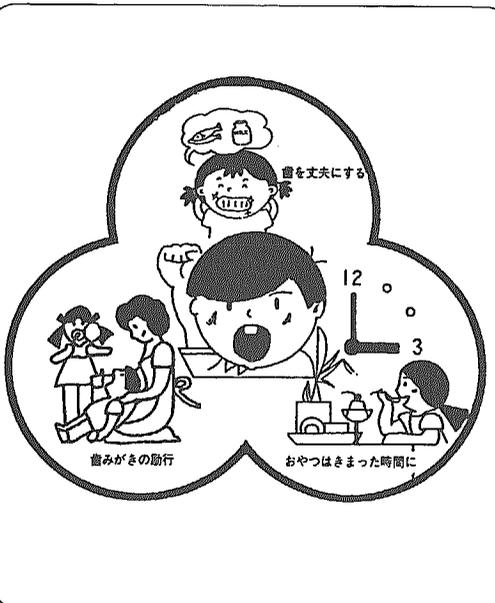
健康や指導会等で、歯みがき指導やおやつ指導を実施していますが、多くのお母さん方は、むし歯予防の努力をしています。

初めての試みとして、今年度は、保育園児を対象に年3回の歯科指導を実施しました。かめる歯づくりの土台とも言える6歳臼歯のはえる年令であることから、年長児には個別指導を行いました。

驚いたことは、6歳臼歯がはえそろうっている子が各以上いるにもかかわらず、親に見てもらったことがない。

〇全体的に、うす汚れた歯をした子が多かった。(仕上げみがきをしてもらったことがない子、歯みがきかたが不適当だった。)という状態でした。

毎日のこと。忙しいとは思



いますが、6歳臼歯がはえそろうい、じょうずに一人で歯がみがけるようになるまでは、仕上げみがきをしてあげて下さい。

むし歯予防のポイント

- ①歯の質を強くすること。
- ②歯垢をとり、回数を減らす。
- ③糖分の量、回数を減らす。

日本人は、世界全体の中でも、歯みがきや糖分制限の面では優等生であると言われてはいます。しかし、それにもかかわらず、むし歯が多く、歯に關しては劣等生であると言われています。その原因のひとつには、歯の質を強くするための努力に差があるためとされています。

その中で、新潟県では、歯質強化の一方法として、フッ素塗布やフッ素洗口を推進しています。20年を経過した現在、フッ素洗口等を実施している市町村と未実施の市町村では、むし歯罹患率に大きな差が出ています。

一生かめる歯を作ってあげることが私達大人の責任だと思えます。おやつ・歯みがき・歯の質を強くする等のポイントをバランスよく実行することにより、子ども達の歯、そして健康を守ってあげてほしいと思います。



私たち大人は、かめる歯を残そう  
 歯を大切にしなければならぬのは、子どもだけではありません。私たち大人こそ、二度とはえかわらない歯を大切にしていかなければなりません。

毎日磨いているつもりでも、歯石がたまり、歯ぐきが赤くなっていますか。歯を磨くと血が出るので、思わず歯みがきをやめてしまっているいませんか。もう一度、歯の磨き方を点検してみましょう。

歯周病から歯を守るには、何といてもブラッシングです。

1月号で詳しく説明しましたが、かむ力が弱くなると、歯を磨くことは、思ったより難しいなあと、思われたのではないのでしょうか。

歯は一本一本はえている向きが違うので、ただ無意識に磨いていると磨き残しがたか

一年間「歯」について掲載してきました。

むし歯や歯周病でかめない歯になるよりも、毎日の手入れと、歯の質を強くすることで、本当の健康としあわせを手に入れることができるのではないのでしょうか。

## 転入・転出手続きはお早めに

毎年三月、四月は、入学就職、転勤などで転入・転出の多い月です。

転入・転出の届出は大切な手続きですので早めに行ってください。

### 〈転入届〉

なお、いずれの場合も印鑑を忘れずに持参して下さい。

横越村に引越してきてから十四日以内に世帯主又は、本人が届出を。

前の住所の市町村で発行した転出証明書、年金手帳(加入者のみ)の持参を。

### 〈転出届〉

横越村外に住所を移す時は届出を。

年金手帳、国民健康保険証(加入者のみ)の持参を。

〈転居届〉

村内に住所を移した時は、十四日以内に届出を。

転出届と同様に必要書類の持参を。

〈世帯主変更届〉

死亡、転出、転居などで、世帯主変更が生じた時は、十四日以内に届出を。

おたずねは、役場住民課へ

## 国民年金保険料が四月から10,000円に

国民年金の保険料は、平成五年四月分から月額一〇、五〇〇円になります。

完全物価スライド制により平成五年度も年金額が引き上げられます。

それに伴って保険料も引き上げられるものです。

年金制度を将来的に安定したものにするためには、年金給付と保険料のバランスが保たれなければなりません。

だれもが安心して老後を迎えることができるよう、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

### 固定資産課税台帳を縦覧します

村では、平成五年度分の固定資産(土地・家屋・償却資産)の価格などを課税台帳に登録しました。

次により縦覧致しますのでご自分の固定資産の価格などをお知りになりたい方は、おいで下さい。

なお、縦覧できる人は、所有者とその家族、納税管理人、代理人(所有者の委任状が必要です。)に限られます。

・とき 三月一日(二十二日(日曜日)・祝日及び第二土曜日を除く)

午前八時三十分～午後五時

土曜日は、正午まで。

・ところ 横越村役場税務課

新津国際交流協会主催  
**環日本海ことばと文化のセミナー**

〈第1期 中国語入門コース〉  
 講師：侯銳 (HOURUI)  
 遼寧大学外聞学部 副部長 中国遼寧省出身  
 とき：毎週金曜日 午後6時30分～8時  
 会場：新津市本町2番館 202号室

〈第1期 ロシア語入門コース〉  
 講師：V. カルポフ (KARPOV)  
 東北アジア言語研究所 主任研究員 (前モスクワ放送極東支局日本課長) ロシア共和国沿岸州ウスリースク市出身  
 とき：毎週水曜日 午後6時30分～8時  
 会場：新津市本町2番館 202号室

対象：初めて中国語、ロシア語を習う新津市及び近辺の方  
 受講期間：4月～7月(4か月 16回)  
 受講費：16,000円(一括払い)  
 教材費：2,000円  
 受付：3月15日から 新津国際交流協会 (TEL 0250-24-2111まで)

## 陶芸教室会員募集

村では、老人福祉センターにおいて「生きがい対策」の一環として陶芸教室を開催しています。次のおり会員を募集しています。

申込み〆切日  
 平成五年三月十九日(日)

経費  
 会費及び実費負担  
 申込み先  
 役場保健福祉課(TEL三三八五二二二一)か、陶友会、

代表星成雄さん(TEL三三八五二二八〇三)まで

〈紹介〉横越陶友会

陶芸愛好者の皆さんが、横越陶友会(代表星成雄)を結成して、年一回文化祭に展示会やチャリティバザーなど社会福祉活動を行っております。そこで、陶友会では、明るく楽しくをモットーに幅広く会員も募集しています。



\* 前売入場券は、役場農政課にあります \*

- 催事内容**
- チューリップ切り花コンテスト
  - 世界の洋らん展
  - 雪割草展
  - 植物無料相談
  - 洋らん植替作業実演会
  - 花の撮影教室
  - 花のメロディ演奏会
  - 販売コーナー
  - 花のチャリティオークション
  - フラワー写真コンテスト
  - 球根つかみどりなど